

令和5年度
九州ブロック担当者会同

【 社 会 事 業 部 】

《 議 事 録 》

令和5年度九州ブロック担当者会同 社会事業部議題

- 議題1 ADRセンターの研修・人材育成について（大分会、鹿児島会）
添付資料：鹿児島会
- 議題2 ADRセンターの利用向上について（大分会）
添付資料：鹿児島会
- 議題3 ADRセンターと法務局筆界特定室との連携について（沖縄会）
添付資料：鹿児島会
- 議題4 ODRに対する取り組みについて（福岡会、鹿児島会）
- 議題5 筆界調査委員の研修・人材育成について（熊本会）
- 議題6 公嘱協会との連携について（長崎会）
- 議題7 所有者不明土地等及び相続土地国庫帰属制度に関する研修・取り組みについて
（福岡会、長崎会） 添付資料：鹿児島会
- 議題8 空き家対策について（熊本会）
添付資料：鹿児島会
- 議題9 狭あい道路解消問題に関する連携について（鹿児島会）
- 議題10 狭あい道路解消事業について（鹿児島会）
添付資料：鹿児島会、長崎会、佐賀会、沖縄会
- 議題11 無料相談会について（熊本会）
- 議題12 出前事業の取組内容について（佐賀会、宮崎会）
添付資料：鹿児島会
- 議題13 対外向け研修会について（長崎会）
添付資料：鹿児島会、佐賀会
- 議題14 会員名簿の開示について（福岡会）
- 議題15 災害対策・大規模災害マニュアルについて（沖縄会、宮崎会、佐賀会）
添付資料：鹿児島会

議題	1	ADRセンターの人材育成について
提案理由	大分	ADRセンターの利用度の低さの原因の一つに会員の関心の低さがあると考えます。業務時や相談の際に解決策の選択肢としてセンターによる解決が挙がるような研修内容や実績があればお聞きしたいです。
	鹿児島	法務省及び日調連はODRや特例方式調停などADRへの取り組み強化を図っています。一方で各県会会員のADRの必要性などは認識が薄れていています。 センター設立時の会員が残っている今が勝負時です。新人会員からセンターの意義・必要性など研修をしていく必要があると考えております。 他会のADRセンター人材育成の取り組みをお伺いします。
福岡	福岡会は少ないながらセンターは利用されていましたが、令和3年に会員の認定率最下位だったため、新入会員を中心に積極的に受講率向上に取り組んでおります。県会の新入会員研修でADRの時間をとり、認定調査士で無ければ所有権の相談に応じることも弁護士法に抵触する恐れがあること、認定調査士が少ないため他の会員と差別化できること、今後認定調査士が増えることが予想されるため受講しなければ他の会員に後れをとることになることなどを伝えております。 <u>認定調査士が増えれば、会員の関心も高まり、センターの利用率も向上するものと思います。</u>	
佐賀	現在、ADRセンターの人材育成についての研修や効率的な人員配置について検討はしていますが、具体的な取り組みは行っていない為、その際の研修方法や新人育成方法について当会も教えていただきたく思います。	
長崎	長崎会は昨年まで、コロナ禍により4年間センターの運営を休止していましたが、認定調査士に関しましては、令和5年新たに6名の会員が認定調査士の資格を取得し、わずかではありますが増加しています。ADRの必要性の認識について薄れている事は本会でも同じです。まずは、会員へ再度周知をはかる事が大切と考えて、会員配布用のパンフレット作成や、積極的に研修会参加等の実績を情報発信していく活動をしています。	
大分	全体研修で説明を行ったり、模擬調停の研修を行えばと計画しております。	
熊本	ADRの新たな有資各者も年々増えてはいるものの、 <u>新型コロナ禍もあってADR手続きの手順やスキルUPの研修をする機会を逸していました。</u> 又、初期に資格を取得した会員も時間の経過とともに記憶が薄くなってきたのではないかとの思いから、ADR相談の受付から調停期日までの手順並びに不調に終わったものの昨年実施した調停の事例を基にした、調停期日の手順の研修を行いました。今年度の2回目の研修として、当事者から聞いた話の中から事実を認定する傾聴の方法を研修する予定です。	
鹿児島	新人会員からセンターの意義・必要性など研修をしていく必要があると考えております。今年度は、鹿児島大学の司法政策教育研究センターにてロイヤリングセミナーを	

	<p>行っております。今後、新人研修の一環にもロイヤリングセミナーあるいはセンター研修を組むことも検討中です。(添付資料有り)</p>
宮崎	<p>当会は、本年度からADRセンターの運用に関する手続きの流れ、規則などを研修内の30分から1時間程度設けることにしました。</p> <p>また、現時点で未定ではありますが、新人会員及び特別研修終了者を対象にセンターの活動に取り込む方向で、県会と協議を計画しています。</p> <p>ODRについては、現時点で法務省のシステムなども未完であり、相談者が高齢である場合を想定したとき、運用するには時期尚早との判断をしております。</p>
沖縄	<p>やはり調査士自身のADRに関する関心の低さがあると思います。沖縄会では相談センターの構成員の研修と新人研修の際にADRセンターの制度をテーマに研修を行っています。また、センターの電話受付相談員にADR資格者以外の会員に参加してもらって意識高揚を図っています。</p>
まとめ	<p>(追加資料) 宮崎会：ADR研修資料</p> <p>○どの会も立ち上げメンバーが退いており当時の設立の意義が浸透していない。運営もどうしていいかわからない状況である。</p> <p>○宮崎会は、新人を対象にADR研修を実施している(資料有り)。</p> <p>○大分会は、鹿児島会の鹿児島大学ロイヤリングセミナーに参加し、刺激を受けて研修を行う予定である。</p> <p>○宮崎会は、事前相談を毎週火曜日に設定して11月まで予定が入っている。現在調停になりそうなのが1件ある。</p> <p>○佐賀会の場合は、法務局の筆界特定室からADRに繋ぐ連携も多い。</p> <p>◎ADRは、新人段階から研修を実施し、人材育成を行うことが理想である。</p>

議題	2	ADRセンターの利用向上について
提案理由	大分	大分会は平成 26 年度以降調停が行われておらず、規則や体制の見直しや改良が行われていない状況です。他会においてセンター利用向上の方策や、利用者の満足度向上のための工夫等あればお聞きしたいです。
福岡		福岡会は昨年、センターのリーフレットを刷新しました。A3 見開きだったのを A4 三つ折りにして手に取りやすくし、 <u>表紙も境界の問題だとハッキリわかるようなイラストを採用しました。その効果か分かりませんが、相談調停が増えてきました。</u>
佐賀		佐賀会も調停は全く行われておりません。当会では毎年法務局との打合せ会を実施しておりますので、その際筆界特定の申請がなされた案件で、ADR のほうが馴染む案件であった場合には、申請人に案内を促していただく様相談することを検討しております。
長崎		過去の資料を掘り起こし、また他県会の情報収集を行いながら、検討を進めています。また、 ODR 導入を検討しており 、大型モニターは導入しましたが、センターそのものの利用を促すために、会員向け、官公署向けの資料についても見直しを検討しています。
大分		報酬額の見直し、大分会運営による境界問題相談センターにおいて相談時に提案するなど取り組んでますが、調停の実績がないため体制の改正につながるような具体的なデータの蓄積がない状況です。
熊本		平成 28 年に規則が改正されたものの、規則や各種規定は変更手続きがなされておらず、今年度修正の準備に取り掛かっています。 ADR の案件が少ないことは平和な相隣関係が維持されている事の証であると同時に、制度に関する認知度の低さにも起因しているものと考えます。 大阪には、「公益社団法人 民間総合調停センター」があり全ての ADR 案件について一か所で手続きが出来る体制が整っています。このような利用者にとって利便性の高いセンターが熊本にも出来ないものかと考えています。
鹿児島		市民のセンター認知度が低いので、市役所税務課や市民相談センターにリーフレットを置き、広く県会の相談窓口として電話受付を行い、センター運営委員が対応して、センター案件、一般調査士案件、他士業等案件などに振分け案内を行うことで、利用向上の機会としています。満足度向上のための具体策は無いですが、丁寧な案内やセンター説明、他士業等相談窓口の案内を行い、センターだけでなく土地家屋調査士の認知度 UP に繋がるよう心がけています（添付資料有り）。
宮崎		当会では、調停の際のテーブル配置を決めており、モニターを利用し、相談者や相手方から提供を受けた資料を全員で確認できる状態としている。 また、調停を始める前に、調停に関する注意事項などをモニターで周知するなど、利用者が同じ認識のもと調停を行う準備を行っている。

<p>沖縄</p>	<p>沖縄会では第二、第四水曜日がセンター相談日として予約受付しております。年間40～50件ほどの相談があります。</p> <p>また指定日まで待てない人には「連携調査士：センター登録」直接調査士事務所に赴いていただき早めの対応を可能としています（この場合は有料）</p> <p>しかし、ADR 該当案件が年間1件程度はありますが、ADR の仕組みの説明、利用を進めても、調停なので相手に応じないと終了する旨話すと、本相談まで行かず応じてもらえていません。本相談、調停も平成28年以降ありません。</p>
<p>まとめ</p>	<p>○宮崎会は、事前相談を実施し、相談者は相手方の相談料をまずは1万円負担している。そこで相手方が解決したい意図がある場合に正式にADR受注となる。</p> <p>相手方が事前相談にすら参加しなかったらその1万円を返却している。</p> <p>○沖縄会は、定期的に相談日を設定しており、相談件数は40～50件ほどある。</p> <p>◎事前相談の受け入れ安さが、今後の課題である。</p>

議題	3	ADRセンターと法務局筆界特定室との連携について
提案理由	沖縄	<p>ADRセンターの事前相談において、筆界特定に引き継ぐべきと判断した事案に関して、法務局と連携し情報共有を行っていますか？また、法務局との連絡協議会等は設置されていますか？</p> <p>おきなわ境界問題相談センターでは、平成22年に「筆界特定との連携の具体化」について法務局と協議し、同年10月から連携を開始しましたが、実施されていない状況です。他県のセンターでは、どのように連携がされているかを参考にさせてください。</p>
福岡	福岡会では毎年法務局筆界特定室との協議を行っています。処理状況などの情報交換は行っていますが、個人情報の関係で情報の共有は難しいと考えています。筆界特定室からADR向きの案件も筆特に申請されるため、会員に対してADRの積極利用を促すように要望されます。	
佐賀	議題2と同じ内容	
長崎	センター運営の停止及び再開等の報告は行っています。連携の具体的活動としては、過去に共同リーフレットを作成して県内官公署への配布した実績があります。また、依頼者が法務局筆界特定室、センターそれぞれへ相談された場合に、内容によってより適した対応が出来る方へと紹介するようとの連携の確認をしています。	
大分	筆界特定制度と調査士会ADRとの連携に関する連絡協議会を年1回実施し、手続き移行時の連携や合同の相談票の使用などを協議しています。	
熊本	会から法務局の筆界特定室に引き継いだ事例は無いと認識しておりますが、昨年行ったADR調停は、筆界特定室からの引継ぎとして実施したものです。よって、連携は出来ているものと思えます。	
鹿児島	平成30年4月1日に法務局と「筆界特定制度と調査士会ADRとの連携協議会」設置要綱を設け、無料登記相談会の共催や共通リーフレットの作成と広報を行っています。簡易調停として筆界特定時の杭打ち調停も協議していましたが、実施には至っていません。今後は14条地図作成の中で発生したADR事案をセンターへ紹介してもらえないか協議していくつもりです。（添付資料有り）	
宮崎	<p>当会では、法務局との連携は行っていない。</p> <p>年1回協議を行っているが、法務局の反応として現時点で、ADRに比べて所有者不明土地等に注力しているとの回答であったため、現時点での協力体制は進んでいない。</p>	
沖縄	おきなわ境界問題相談センターでは、平成22年に「筆界特定との連携の具体化」について法務局と協議し、同年10月から連携を開始しましたが、実施されていない状況です。	
まとめ	<p>○筆界特定で不調となり、ADRに振られる案件が目につく。</p> <p>◎年次研修を利用し、ADR案件なのか筆界特定案件なのか会員の認識を向上させたほうが良い。</p>	

議題	4	ODRに対する取り組みについて
提案理由	福岡	福岡会では ODR に対応すべく規程の変更やマニュアルの変更を行い、また、鹿児島会が企画した ODR の研修に担当委員を参加させていただき、実務に対する対策をしているところです。 各会の取り組みについてお教えてください。
	鹿児島	鹿児島会は、離島が多くあるため、ODR の導入も喫緊の課題です。ただ、日調連のモデルは、各センターが足並みを揃えて ODR の規則変更などに取り組んでこそ初めて効果を発揮する内容で、足並みが揃わない場合、効果は発揮されません。 昨年に引き続きにはなりますが、ODR 導入への取り組みについて、お伺いします。
福岡		福岡会としては他のセンターを結ぶ ODR については規程の変更を行うなどの対応を行いました。しかし、個人間を結ぶ ODR については、なりすましや個人情報の漏洩などのリスクがあるため、今のところ行う予定はありません。
佐賀		センターに ODR が出来る環境は整えておりますが、佐賀としては全てセンター内で業務に取り組もうと考えております。
長崎		8月26日、27日の行われた、鹿児島会企画の ODR 模擬研修に参加させていただき、調停内容以外の盲点である、機材設備、調停時の音声、当事者の映り込み方等の部分について大変参考になりました。離島が多い長崎には3方向調停が有効と感じておりますが、まだまだ検討を重ねる必要性があります。
大分		ODR についての対応は、今のところ他会の動向を注視しているのみです。規則の変更も現段階では考えていません。設備としては研修会や理事会用のウェブ会議システムを応用していく形になるかと思えます。
熊本		ODR に対応すべく規定の変更は行いました。又、鹿児島会が企画された ODR の研修会にも参加しようと考えましたが、現在の運営委員は ADR の手順や運営について未だ知識が浅く時期尚早と考え欠席させていただきました。今後自己研鑽を積み体制を整えて後進に引き継ぎたいと考えています。
鹿児島		本会としては、鹿児島市にあるセンター本部と離島の支部施設や認定調査士事務所のネット環境を利用して、独自に ODR の活用を行う方法などを模索しています。 ロイヤリングセミナーで ODR については PC・スピーカー・マイクといったハード面の問題、調停申立人及び相手方の Zoom 操作のソフト面の問題も浮かんできたので、その解決方策検討を行いつつ、日調連の規則変更モデルの採用不採用、あるいは独自に変更するかを検討しています。
宮崎		議題 1 のとおり、当会の ODR に対する取り組みは、検討・運用についてシステムの構築が未成熟であるため時期尚早と判断し、しばらくは連合会や研修をとおして情報収集を継続するにとどめている。
沖縄		現在、手は付けていません。今年度、弁護士運営委員を交えて規則改正に取り組む

	<p>予定にしていますが、本相談、調停も平成 28 年以降無い状態で、他会の動向を見ているところです。</p>
まとめ	<ul style="list-style-type: none">○ロイヤリングセミナーでの実演で、資料を見ながら説明する時にマイクで声がうまく拾えない、などハード面の問題も分かってきた。○ある程度のシステム上の最低性能を連合会から示してほしい。○システムが統一されないと場所場所で差がでてしまう。◎まずは、センター同士でODRを実施するなど、連合会が主導し、モデルを作してほしい。

議題	5	筆界調査委員の研修・人材育成について
提案理由	熊本	筆界調査委員として、会員が職務に当たっていますが、個人個人でやり方が違ったり、どうしても法務局主導になりがちだと感じています。つきましては、調査委員の研修会の内容や頻度、調査委員間の情報交換の有無、法務局との関係などお聞かせ頂きたく議題とさせていただきます。
福岡	全体研修会・専門研修会に加え、新入会員研修会においても2年にわたり研修を実施しております。	
佐賀	全く同じです。どうしても法務局主導になりがちです。ただ地元特性（地図の成り立ちであるとか、地域制であるとか）があるため、ほとんど地元調査士が職務に当たっています。	
長崎	当会での、職務のやり方についての統一化は行っておりません。法務局主導ではありますが、新任の筆界調査委員に対して、年1回2月初旬ごろ法務局にて研修が、行われております。研修の最後に筆界特定についての意見交換が行われており、職務内容についての不明な点等は、ここで質問をしています。	
大分	調査委員の研修は法務局主催のものが3,4年毎、調査士会主催分が2年毎（新任者向け）で行われております。内容は事例研修が中心です。	
熊本	当会では法務局からの一方的な研修会がWebで開催されました。委員間の情報交換に本会が関与した経緯は今のところありません。	
鹿児島	鹿児島会では、今のところ、筆界調査委員の育成の取り組みはないです。法務局の筆界特定室が筆界調査委員を対象に半日程度の研修会を実施しています。	
宮崎	当会では、業務部で取り扱っている。本年度から、鑑定人育成を目的とする、みやざき実務研究塾委員会を立ち上げ、会員の土地境界鑑定だけではなく、他の分野においても実務能力を高めるための講座研修プログラムを計画している。調査委員と法務局との関係については、相互に協力関係を構築しているようであり、調査士は、文書作成について法務局から協力を得ているようである。	
沖縄	筆界調査委員としての研修は行っておりません。業務部において筆界研究委員会を立ち上げ地図の性質、測量の成り立ち、経緯等、筆界の特定方法を研究し研究成果を会員へ公開する予定。	
まとめ	<p>○ADRセンター同様、筆界調査委員の人材固定化は、各会共通の課題である。</p> <p>○宮崎会では、有償で年6回の研修プログラムを企画している。</p> <p>◎新人から研修を通じて、委員の育成を図る。県会単位が難しければ、九B単位で実施しても良い。</p>	

議題	6	公嘱協会との連携について
提案理由	長崎	長崎会では、三団体協議会（単位会、政治連盟、公嘱協会）は、総務部の対応となっていますが、社会事業部でも公嘱協会（長崎県には、2つの公嘱協会が存在しています）との連携について、必要であろうとの意見が出ました。他単位会において最近の三団体協議会においての具体的な協議内容についてお聞かせ願います。
福岡		福岡会では三団体協議会と設けていません。 福岡市が随意契約ではなく入札となっているため、以前からあった県公嘱協会とは別の団体や法人が入札に参加しています。県公嘱協会とは県と県会の三者で災害協定を結んでいます。 政治連盟は入会が任意であるため福岡会としては依頼があれば協力するといった状況です。 そのような状況ですが、土地家屋調査士法第66条に則り調査士会として所属の会員が社員である協会に対し、その業務の執行に関し、必要な助言をしております。
佐賀		長崎会と同じです。
長崎		長崎会では、三団体協議会（単位会、政治連盟、公嘱協会）は、総務部の対応となっていますが、今後、社会事業部でも連携が必要と考えている。
大分		公嘱協会との協議会は業務部が行っており、昨年度は14条地図整備作成作業、空き家対策、狭隘道路拡幅整備事業、里道・水路の表題登記促進等の協議を行いました。
熊本		当会では総務部が担当しています。活発な連携は行われていないようです。法務局の14条地図作成事業が行われる当初に公嘱協会と事前打ち合わせが出来なかったため、社会事業部が窓口となったことがあります。
鹿児島		政治連盟では、毎年県議団との意見交換会、顧問団との協議会があり、それに先立って、県会、公嘱協会とも事前協議をして、要望書のすり合わせをしております。県会としては、今のところ、社会事業部ではなく、会長・副会長対応としております。 なお、社会事業部としては、14条地図整備事業の発注支援を行っています。
宮崎		当会では、長崎会提案のような協議会はない。 公嘱協会との協議については、年1回の協議を行っている。 協議内容については、公益社団法人であるため、公益的事業の計画等の聞き取りや提案・当会業務に関する理解と協力を確認している。 内容：14条地図作成事業への協力継続・官公庁との事業に発展する協議や協力の場を重ねるよう要望。当会の社会貢献事業に関する協力。

沖縄	沖縄においては、今年台風6号の被害が各市町村で発生したため、災害協定に関して、公嘱協会と連携し、連絡体制網を構築して市町村も含めた準備を進めようとしているところです。また、三団体協議会で、公共事業等による境界標の亡失や狭あい道路の件で勉強会の開催を予定しています。
まとめ	○福岡会に第二公嘱がある。災害については三者協議会を行っているが、狭隘道路については第二公嘱があるので取り扱いに困っているが、全国的に狭隘道路に対する動きが活発化しているのであれば合わせて三者協議を行う予定。 ◎公嘱の事情も各会各々なので、事案に応じた協力関係が望まれる。

議題	7	所有者不明土地及び建物・相続土地国庫帰属制度に関する研修・取り組みについて
提案理由	福岡	本年施行されました相続土地国庫帰属制度に対する各会の状況をお聞かせください。
	長崎	長崎会の社会事業部年間計画に、所有者不明土地及び建物に関する対応として、研修会への参加、情報収集等を行い研究する事としています。他単位会において、研修会の開催または、情報等有ればお知らせ願います。
福岡	<p>所有者不明土地管理制度につきましては、福岡会には、福岡地方裁判所に対し、土地家屋調査士を管理人として選任していただけるようお願いに行っております。その際に裁判所から、土地家屋調査士会における研修会資料の提供を求められたため、担当者に送付致しました。今後は実際の事案が生じた後、選任候補者リスト提出などが必要となると考えられるため、リストの開示基準を作成準備中です。</p> <p>相続土地国庫帰属制度について、行政書士会・宅建協会と三者協定となった経緯として、制度の利用を検討してる方々向けの相談会を開催し、国庫帰属を希望されれば申請の代行ができる行政書士会が対応し、国庫帰属ではなく売却ができそうであれば宅建協会が対応し、どちらの場合でも境界の確定を行う必要があるため調査士会が対応したいと考えます。本年は、全体研修会において、福岡法務局の担当登記官に研修を行っていただきました。</p>	
佐賀	研修の性質上法務局主体で行う事が理想であると考えているため、現在法務局に相談し検討いただいている状態です。	
長崎	<p>相続土地国庫帰属制度に関しては、当会会員にも数件問い合わせがありました。話題としては、所有権の範囲の確認をするという事ではありますが、現地の特定及び調査等については、やはり土地家屋調査士が適任ではないかとの話がでてきます。</p> <p>長崎会の社会事業部年間計画に、所有者不明土地及び建物に関する対応として、研修会への参加、情報収集等を行い研究する事としています。</p>	
大分	所有者不明土地及び建物・相続土地国庫帰属制度については業務部が法務局との連絡協議会の際に連携の確認をしています。所有者不明土地については任命時に法務局による研修、相続土地国庫帰属制度については公嘱協会が一般セミナーとして法務局による研修を行いました。	
熊本	当会ではこれまで事業計画にあがっていないので、今後の課題となっています。他会の見解を参考にさせていただきます。	
鹿児島	<p>相続土地国庫帰属制度については、県会の研修でも法務局登記官を講師として招いており、国からの情報を注視している状況です。</p> <p>所有者不明土地問題については、法務局の表題部所有者不明土地解消作業に県会から探索委員として、協力しております。なお、会員単位で、所有者不明土地利用円滑化法人に参加している事例もあります（添付資料有り）。</p>	
宮崎	<p>当会は、空き家対策と所有者不明土地問題への対応を年間計画としている。</p> <p>所有者不明土地については、県南地域で調査が行われた。</p> <p>所有者不明土地及び建物、相続土地国庫帰属制度に関する研修は行っていない。</p>	

<p>沖縄</p>	<p>沖縄地区土地政策推進連携協議会で、民法改正による、ケース別「所有者不明土地解決のための新しい制度（財産管理制度、共有に関する制度）」についての講習会が予定されていましたが、台風6号の影響で延期されました。</p> <p>相続土地国庫帰属制度に関する研修や関係機関との連携は行っていません。那覇地方法務局管内で相続土地国庫帰属制度に関して相談は受けているが、申請は出ていないとのこと。令和5年11月の業務研修にて那覇地方法務局から講師を招き当制度に関する研修を予定しています。</p>
<p>まとめ</p>	<p>○大分会が、研修をしている。官公庁からの反応が多く、不明な部分が多く注意している。</p> <p>○福岡会は、ビデオ研修の録画で参加した。所有権界で決定するのであれば一部取得になりかねないとの話をしたところ、やむを得ないとのことだった。</p> <p>国庫帰属手続きというより管理人のほうで動いている。</p> <p>○沖縄会も相談はあったが、費用が高いなどの理由で断念。隣接に贈与できないか、勧めている。</p> <p>○佐賀会：こちらから動いて、法務局に研修をお願いしているか。所有者不明の探索員の研修も含めあまり進んでない。</p> <p>○宮崎会：裁判所の見解と運用で乖離が生じておりなかなか難しい。</p> <p>◎議題は研修に関して、法務局の動向待ちである。</p> <p>国庫帰属制度に関しても境界の明示方法についても疑義があるので、こちらも動向を見守ることとする。</p>

議題	8	空き家対策について
提案理由	熊本	今後、調査士が空き家対策へ積極的に関わっていけるのか、または、その方法などお聞かせ頂きたく議題とさせていただきます。
福岡		福岡会では福岡県が主体となり「福岡県空き家活用応援事業者」を登録する制度がはじまりました。所属団体から推薦をうけ福岡県が設けた福岡県空き家活用サポートセンターに登録されます。調査士会は4地区（福岡・北九州・久留米・飯塚）に各2名の推薦依頼がありました。制度の目的はセンターに登録したものを公表することで役所が紹介したり個人が相談に来たりする事ができるようになり、空き家がより活用されやすくなることが期待されます。
佐賀		当会では、佐賀県が設置した、空き家対策委員会・協議会・研究会に参加し、今年も研修会に参加してまいりました。調査士としては滅失登記・敷地の簡易測量・境界確定・分譲等に伴う分筆計画の提案などを調査士の仕事としていただけないかと打診しています。
長崎		県内5自治体にて空き家対策協議会に参加対応しています。その他各自治体については、会員の方が個人で（市町村各地区役員として）参加しているという話は聞きますが、具体的にどのような内容であるかの聞き取りは行っておりません。当会では、過去に電話で各自治体に空き家対策の調査を行った経緯があります。調査士の関わりとしての具体例には、滅失建物の特定、登記の伴わない空き家の床面積の計算等を依頼される場合があるようです。今後、各自治体との関わりを増やすことも可能ではないかと考えています。
大分		個別に各市町村の空き家対策協議会に参加している調査士がいますが、状況や活動内容の把握、調査・研究等は行っていません。
熊本		当会では、熊本市が設置した、空き家対策委員会・協議会・研究会に参加し、熊本市が毎年実施するセミナーや相談会にも参加しています。現在は、主に宅地建物取引士の各団体が主導している現状で、調査士がどう関わっていくのか模索中です。
鹿児島		現在、11市町村の「空家等対策協議会」へ加入し、支部単位で対応しております。空き家バンクを利用した不動産売買において、簡易な境界確認依頼を受けることがあります（資料有り）。 社会事業部としては、県主催の「空き家等対策連携協議会」に参加し、情報交換を行っております。当該協議会の中での、空き家調査事業への協力が、今後の検討課題です。
宮崎		当会は、9市14町3村中、2市1町と空き家対策に関する協定締結に至っている。主に自治体との相談業務がその内容となっている。 その後、他の自治体の動向を調査したが、自治体によっては、空き家対策連絡協議

	<p>会を設置し、協定締結を検討する自治体は、現時点ではないことを確認した。隣接士業との連携は必要と考えるが、現時点で県会として注力していない。</p>
<p>沖縄</p>	<p>昨年沖縄市と「沖縄市における空き家等の対策に関する連携協定書」を締結しています。現在具体的な動きや、<u>協議会等はまだ開かれていません</u>。</p>
<p>まとめ</p>	<p>○佐賀会：空き屋対策で話が出たときに、プランニングした際に分筆等調査士業務での案内（解消）を行っている。 市もあまりわからないので県会ではなく、今は会員個人でアドバイスしている。 県との職員には積極的に調査士が何ができるかを積極的に提案している</p> <p>◎各県会の状況については、協議会に参加するが、なかなか調査士が活かせる話しはできていない。しかし、一部の会はプランニングから積極的に調査士ができることを提案している。</p>

議題	9	狭あい道路解消問題に関する連携について
提案理由	鹿児島	狭あい道路（みなし道路）問題は、①国民・市民の生命と財産を守る（事の延焼を防ぐ。緊急車両の通行確保。）、②土地家屋調査士の業務の拡大につながる（セットバック部分の分筆登記）③土地の円滑な取引に資することができる（みなし道路が私有地として残っていた場合の解消）、などの理由で積極的に取り組むべき課題であるのは間違いありませんが、同時に、多方面の他士業、不動産業、ハウスメーカー等の理解と協力が必要と考えております。他団体の方々との連携協議の状況について、お伺いします。
福岡		福岡会では狭あい道路解消に関連した他団体との連携は行っておりません。分筆を行わない自主的なセットバックを選択される場合のメリットだけでなくデメリットも他団体に周知することができれば調査士の業務拡大に繋がると考えられます。
佐賀		他団体との連携協議はとくに行っておりません。
長崎		当会では、他団体との連携協議はしていません。会員個々で対応されています。
大分		この問題に関して他士業や他業種との組織的な連携の取組は特に行っていません。
熊本		当会ではこれまで事業計画にあがっていないので、今後の課題となっています。他会の見解を参考にさせていただきます。
鹿児島		令和4年度の70周年記念シンポジウムにおいて、多数の一般の方々に参加していただきましたが、今後は、宅建協会など相手を絞った連携も必要かと考えています。議題7で紹介した事例も「所有者不明土地問題」と「狭あい道路問題」「空き家問題」が複合的に関連しており、土地の円滑な取引を阻害する要因となっていることから、連携して解決することが必要と思います。
宮崎		当会は、自治体によって助成制度や公嘱案件に移行する手続きが準備されており、各自治体との協議により対応している。 県会や公嘱との連携を図り、協議などは行っていません。
沖縄		沖縄会でも狭あい道路の解消について、官公署への働きかけの必要性を感じています。現在、他の団体との連携はありません。 那覇市では「那覇市狭あい道路整備要綱」に基づき、狭あい道路に接した敷地に建築を行う場合は、建築確認申請の30日前までに那覇市と協議する必要があります。市町村によってセットバックの際の道路中心線が原則となっているものの、あくまで原則で対辺の所有者との話し合いで決まることもあるので、法改正等が望まれます。
まとめ	福岡会	久留米は市の費用で全地測量まで可能であるが、地代の関係上寄付までには至らず、自主管理が多い。

<p>○鹿児島会：ハウスメーカーなどは、スピード重視してる場合は、寄付では時間がかかるので、自主管理になっている。</p> <p>○宮崎会：舗装までしてくれるので、みんな寄付に協力的である。</p> <p>○佐賀会：地域差がある、自主後退にするとセットバックにも担保を銀行がかける。寄付となれば補助がでる。</p> <p>○福岡会：狭隘道路解消にむけて、今後も自主管理ではなく寄付をするように県会から働きかけをしないといけない。</p> <p>◎ハウスメーカーなどは、スピード重視であるが、後退部分の寄付のメリットを丁寧に説明していく。</p>
--

議題	10	狭あい道路解消事業について
提案理由	鹿児島	鹿児島会では昨年70周年記念シンポジウムを行い、狭あい道路問題についても提言をしたところです。43市町村に狭あい道路に関するアンケート調査を行い、狭あい道路解消事業を実施している自治体は、2市のみでした。原因は、地域の道路事情も違いますし、やる気があっても財政面の問題もあるかと思います。自治体への説明・協議について、どのような体制で行っているかお伺いします。
	鹿児島	狭あい道路解消事業を活用している鹿児島県内の自治体での手続きについて、建築確認申請が出た時点から発注課で事前協議申し出や事前協議合意を受け付けて、公嘱協会へ発注という流れになっています。しかしながら、建築確認が出てからの手続きでは、建築主を待たせることが多く、事業の活用がしづらい状況です。建築確認申請は、確かに事業発注をするための強い担保にはなりますが、他会の自治体での事業発注の流れを教えてくださいませんか。
福岡		役所から発注を受けるセットバックは県会ではなく <u>公嘱協会が対応</u> しています。自治体が狭あい道路解消事業に消極的な理由はほぼ財政面と思われるので、自治体への働きかけだけではなく、 <u>政治連盟と協力して国へ補助金等の増額を要請</u> なども必要になると思われます。 <p>手続についてはどこも同じ流れだと思いますが、設計業者が手続きの流れを理解していない場合が多いのではないかと思いますので、業者に対する制度説明も必要かと思われます。</p>
佐賀		主にセットバック部分の分筆登記に関して言えば、佐賀県内の各市町には差があり、費用計上ができる市町については、セットバックの分筆を積極的に発注されていますが（参考：鳥栖市のホームページに記載があります。）、 <u>費用計上が難しい市町については発注されていない状況です</u> （添付資料有り）。

長崎	<p>前段の回答としましては、当会にて代表的なものとしては、島原市において「島原市建築行為等に係る道路後退用地の整備要綱」が制定され、建築基準法 42 条第 2 項の規定により指定を受けた道路及び市道と認定されたものについてセットバック部分の分筆登記に係る測量費用を、原則として市が負担するよう予算に計上されていて、年に数件は申請があり狭あい道路の整備につながっていると事です。また、南島原市においては、緊急車両の通行確保のための生活環境整備事業により狭あい道路の整備が行われており整備後の地積測量図作成業務を毎年まとめて県公嘱協会に発注がなされています。</p> <p>後段の回答としましては、資料を添付します</p>
大分	<p>大分市で狭隘道路整備事業を行っており、主に一般業務からの派生型として分筆登記を公嘱協会に発注していますが予算が少なく年に数件しか発注がないようです。政治連盟が各市町村を訪問して大分市の事例を紹介しながら狭隘道路整備の推進について協議をすると聞いています。</p> <p>自治体に対して事業の意義や問題解消に向けた啓発活動が必要と感じています。</p>
熊本	<p>当会ではこれまで事業計画にあがっていないので、今後の課題となっています。他会の見解を参考にさせていただきます。</p>
鹿児島	<p>70周年シンポジウムで実施した県内各自治体のアンケート結果をもとに、狭あい道路問題解消に興味のある自治体を中心に、土地家屋調査士会が（又は公嘱協会、政治連携と連携して）説明に伺うなど取り組みをしたいと考えております。</p> <p>鹿児島市はその成果があり、市独自のリーフレットを作成し、建築確認申請時に建築指導課から、事業発注課の道路管理課への連携がとれるようになって、発注件数が増えてきています（添付資料有り）。もうひとつの曾於市については、隣接の宮崎県都城市をモデルに、要綱を作成しております。境界確定後の発注となるため、発注件数は少なめのようなようです。</p> <p>公嘱事業としては、上記2市のみという状況で、他の自治体は、民間業務として分筆登記までした結果、後退用地を寄付した場合、報奨金を出す自治体もありますし、寄付そのものを受け付けない自治体もあります。</p>
宮崎	<p>宮崎市を例にとれば、境界査定時に道路境界に関する担当課が道路中心までを求め、道路中心線を設置するが、この内容がそのまま建築確認申請にかかる担当課にスライドできるものではなく、別個狭あい道路協議を行う。他の自治体については、自動的に公嘱案件に引き継ぐ自治体もあれば、狭あい道路及びセットバックに関する協議を県の担当課が対応している自治体もある。</p> <p>道路中心・セットバックに関する法令は規定されているものの、その取り扱いは、自治体・担当課の対応により異なるため、その都度対応している状況にある。</p> <p>ただし、令和2年に県との狭あい道路に関する取り扱いについては、協議を行い、そのルール作りには関与した経緯はある。</p>
沖縄	<p>沖縄会でも狭あい道路の解消について、官公署への働きかけの必要性を感じていますが、現時点では自治体との協議は行っていません。公嘱協会が働きかけをしていますが営業と見られるところがあるようです。</p> <p>那覇市では「那覇市狭あい道路整備要綱」に基づき、狭あい道路に接した敷地に建</p>

	<p>築を行う場合は、<u>那覇市と事前に協議する必要があります。</u> 事前協議に必要な測量や図面作成費用等は全て建築主の負担となっており、工事費の一部を那覇市が助成金として支給する制度は存在しますが、大半は建築主が負担しています。</p>
<p>まとめ</p>	<p>○宮崎会：宮崎市は狭隘道路の協議が整わないと建築確認が申請できない。なので、道路中心を設定しセットバックも進んでいく、対面地が承諾受けれないときは自主後退となる。</p> <p>○福岡会：久留米は事前に狭隘道路協議を行って建築確認、セットバックは公嘱業務に繋げる。福岡市は路線全体でセットバックを一気におこなっている（財政面が強い）。</p> <p>○宮崎会：県との協議については、市町村で取り決め（建築確認上のトラブルがあり）を県が旗振りをするように提案した。</p> <p>◎狭隘道路事業は予算によるところが多い。 宮崎・福岡は狭隘道路の協議が整わないと建築確認が出せない。 狭隘道路は建築確認上の問題が多いので、そこを解消する働きかけを県を通して、今後話をしていきたい。</p>

議題	1 1	無料相談会について
提案理由	熊本	他県会におかれましても、少なくはない無料相談会があると思いますが、当会では人員確保に苦慮しているところであります。当会では支部にお任せしたり、部長が知り合いの会員に直接お願いしたりしています。どうしても相談員に偏りができるので、順番制にはできないものかと考えていますが、良い方法がなかなか見つかりません。他県会ではどのような方法で人員確保されているかお聞かせ頂きたく議題とさせていただきます。
福岡		福岡会では月 4 回無料相談会は広報部が担当ですが、相談員はADR 委員を派遣しております。目的はADR 委員のスキルアップとADR を活用できる案件への対応です。更に主催団体に応じて、県会理事が担当する場合や各支部に派遣依頼をしております。
佐賀		佐賀県では年に 1 度各支部単位で会場を設置し県内一斉無料相談会を実施していますが、相談員の決定については、各支部長へ委任しており、順番に行っている支部もあれば、新人会員を中心として役員があたっている支部もあるようです。
長崎		相談員は、 <u>ベテランと新人の 2 人を一組とするのが一般的です。</u> 無料相談会については、各支部単位で活動をされています。他士業との合同無料相談会を開催している支部もあります。長崎支部においては、週 1 ペースで、人員については、 <u>順番制にて市民相談</u> をしています。
大分		調査士の日の無料相談については今年も電話相談で行ったため社会事業部員で対応しました。常設の相談センターについては、認定調査士のうち希望者に相談員登録をおこなってもらい、相談があるごとに地域別で対応しています。
熊本		当会では支部にお任せしたり、部長が知り合いの会員に直接お願いしたりしています。どうしても <u>相談員に偏りができるので、順番制にはできないものかと考えています。</u>
鹿児島		相談員の選定は、支部長に一任しています。会員の資質向上のため、できるだけ全員が担当するようにしています。社会事業部としては、9 士業からなる「専門士業団体協議会」に参加し、毎年、合同相談会に参加しております。
宮崎		事務局を介して案内を流すが、人員確保に至らない場合、役員や開催地支部の支部長を介して、確保している状態にある。
沖縄		当会では相談場所の確保、相談員の配置は支部長に仕切ってもらっています。会員は積極的に関わっております、主要な会場では法務局職員の出向もお願いしています。

まとめ	<p>○佐賀会は、支部長に重鎮の会員についてもらって、副支部長が相談業務の差配をしている。この関係で、皆さん協力してくれやすい。</p> <p>○長崎市は、毎週相談会があります。</p> <p>○福岡会は、ADR 委員も参加して、幅広い相談に対応しております。</p> <p>◎相談の担当の問題は、重鎮の会員の方々にも協力してもらい、日当の問題も検討した方がよい。</p>
-----	--

議題	1 2	出前事業の取組内容について
提案理由	佐賀	佐賀県は 広報 にてセッティングをおこなっていますが社会事業部はあくまでもお手伝いだけです。他県会様はどのような方法で運営しているか教えていただきたく思います。
	宮崎	当会は石川会で始まった地上絵を出前授業としておこなってきた。新型コロナウイルス感染症がようやく収束したが、インフルエンザ等の感染症の影響で現在も学校側での受け入れが難しい状況となっている。現在も出前事業の検討を行っているが、難しい状況である。他会ではどのような事業を行っているか情報交換したい。
福岡		福岡会では 広報部が担当 となり大学向けに社会連携講座を開催しております。
佐賀		<p>広報にてセッティングをおこなっていますが、社会事業部はあくまでもお手伝いだけです。</p> <p>(例) 学校の先生との下打ち合わせ (社会事業部) →メディアの広報活動 (広報部) →講師 (研修部) →司会 (業務部) など</p>
長崎		<p>長年工業高校への測量指導を行っています。</p> <p>昨年 12 月、各支部合同で、「ポリテクセンター長崎」での出前授業を行いました。長崎会のホームページにて掲載しています。</p>
大分		広報部が担当 してます。コロナの影響でここ数年実施されていみせんでしたが、今年度は高校生向けに職業紹介的な出前授業を行う予定です。
熊本		当会は、毎年、 広報部で地上絵プロジェクト と称して小学校へ授業をしたり、業務研修部では 測量専門学校 へ授業をおこなっています。また、当会は他土業との専門土業連絡協議会に参加しており、その事業として、熊本大学へ寄付講座を2コマ受け持っています。
鹿児島		業務部の事業 として、鹿児島大学の学生に対して、「ルールや専門職に学ぶ社会や地域」と題して、出前講義を行っています。今年度は、7月に実施し、150人程度参加と好評でした (資料有り)。
宮崎		当会は石川会で始まった 地上絵を出前授業 としておこなってきたが、感染症の影響等で

	学校側の受け入れが難しい状況である。
沖縄	当会では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため <u>出前事業は行っていません</u> 。その代わりに、今年度は土地家屋調査士に関連する学科のある学校に小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」等を100冊ほど配布する予定です。
まとめ	<p>○HPで長崎会と宮崎会で掲載してる。福岡 社会事業部で始まり、軌道にのったら広報に移す。大学で講義を行い15人体制で行っている。単位がとれる法学部対象。レポート提出して単位をもらうこともできる。</p> <p>○福岡会：来年は九産大を対象の全学部を対象に講義をする予定。登記制度の歴史や内容を考えている。</p> <p>○熊本会、熊大に調査士が2コマの授業をおこなっている。内部講師が高齢化しており、今年から内部講師育成講座を開催した。</p> <p>◎講師の固定化が各会問題になっているが、熊本会のように講師を育てる仕組みが必要だと思われる。</p>

議題	1 3	対外向け研修会について
提案理由	長崎	長崎会の引継ぎ事項として本年度、金融機関への研修会を予定しています。昨年、前社会事業部長が福岡会様より研修資料の提供を受けまして、それを基に研修会の準備をという段階です。他単位会において、新たな情報等有りましたらお聞かせ願います。
福岡		福岡会ではこれまでに3つの金融機関に研修会を開催しました。現在も、いくつかの銀行や他団体と開催の協議を行っております。
佐賀		以前、当会の会員が研修しました資料を提供いたします（添付資料有り）。 銀行研修
長崎		長崎会の引継ぎ事項として本年度、金融機関への研修会を予定しています。
大分		現在は特に行っていません。他会の実績や取組を参考にさせていただければと思います。
熊本		当会は昨年度、業務研修部で大学教授を招き個人情報に関するシンポジウムを開催しました。本年度も相続土地問題に関するシンポジウムを山野目先生を招いて開催する予定です。
鹿児島		今年度、霧島支部で銀行と合同研修会を実施しました。銀行が必要とする土地家屋調査士の業務を伝えお互いに協議しました。銀行員の方々に大変好評でした（資料有り）。
宮崎		当会も金融機関への研修会を協議・打診したことはあるが、実現していない。宅建士協会から個別の会員への研修依頼はあるが、県会から他団体への研修を前述以外には、検討・実行はしていない。
沖縄		県の用地課で測量技術、座標計算等成果品の納品までの研修会を2年続けて行っています。今年度は現時点では対外向けの研修会の予定はありませんが、他県会からの情報を参考に検討させていただきます。
まとめ		追加資料：銀行研修資料（福岡会） ○福岡会は、40ページぐらいのレジュメを使って銀行に研修会を行っている。対象者が登記簿が読めない新人から中堅どころで研修内容が変わってきます。 ◎銀行は、調査士にとって重要な顧客であるので、研修は有用である。ただし、対象者によって、内容を吟味する必要がある。

議題	1 4	会員名簿の開示について
提案理由	福岡	<p>福岡会では、各省庁や地方自治体等から会員の紹介等の依頼があった場合に対応すべく、会員名簿開示規定を作成し、開示する会員の基準を設けております。</p> <p>前提として、<u>県会が一会員を紹介することができないための提案理由</u>ですが、他県会において、規定やマニュアルを作成している会はありますか。又ある場合、どのような開示の基準を設けているのかお教えてください。</p>
福岡		<p>福岡会では、各省庁や地方自治体等から会員の紹介等の依頼があった場合に対応すべく、会員名簿開示規定を作成し、開示する会員の基準を設けております。</p> <p>前提として、県会が一会員を紹介することができないためですが、他県会で一会員を紹介する規程等がありますか？</p>
佐賀		<p>規定は設けていません。会員名簿については、佐賀会のホームページに記載しているため、問い合わせがあった場合にはホームページを確認いただく様薦めています。</p>
長崎		<p>長崎会では、会員の公平性を保つために、開示の基準は設けておりません。会員の紹介依頼があった場合は、近隣の会員をホームページよりご確認ください選択いただくように案内しています。インターネットを利用できない依頼者については、県内各法務局に会員名簿を置いていただくように打合せをしている最中です。</p>
大分		<p>特に基準は設けていません。</p>
熊本		<p>当会は総務部で担当しています。マニュアルはありませんので、今後の課題となっています。他会の見解を参考にさせていただきます。</p>
鹿児島		<p>お尋ねの会員名簿の公開についての規定は作成していません。鹿児島会では、ホームページで、会員情報を公開しています。今回の防衛省の馬毛島開発による調査士不足のような個別事案に対しては、その都度、会員に募集を募っています。</p>
宮崎		<p>当会は、県会会則等（情報公開に関する規則・細則）において公開規定をおいている。</p> <p>会員情報は、各支部ごとに公開している。</p> <p>当会で担当する部は、総務部が該当する。</p>
沖縄		<p>「沖縄県土地家屋調査士会の情報公開に関する規則」の中で、調査士会員の情報として以下の情報が公開されることになっています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 登録番号 ③ 登録年月日 ④ 事務所の所在地 ⑤ 調査士法人の社員である調査士会員については、その所属する法人会員名 ⑥ 調査士法第 42 条の処分に関する事項 ⑦ 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報に関する事項 ⑧ その他本会が相当と認めた事項

	省庁からの要請に限定された会員名簿の公開基準は存在しません。
まとめ	<p>追加資料：会員名簿開示規定（福岡会）</p> <p>○福岡会：財務省など官庁から大規模な業務があった時に紹介する会員がある程度のレベルに達していないと、紹介した県会としても立場がないので、今回の議案を上げたものである。</p> <p>○連合会のHPでも対応できないか。</p> <p>◎各会は、会員に基準を設けて紹介することが難しいと判断しており、今のところ規定を設けてない。</p>

議題	15 災害対策・大規模災害マニュアルについて	
提案理由	沖縄	<p>今年発生した台風6号により、初めて災害協定を結んでいる市から被災した家屋の罹災判定の支援要請がありました。しかし、現行の協定内容には曖昧な部分があり、円滑な対応が難しい状況です。今後は他の市町村からも同様の協定締結の要望が増える可能性があるため、しっかりとしたマニュアルの必要性を感じています。</p> <p>他県調査士会様が支援要請にどのように対応されているかご教示ください。例えば、調査士法第三条（業務）に該当しない専門分野以外の支援要請にも対応していますか？派遣した会員や社員の日当等の支払いはどのように行われていますか？また、無償で支援されている会もあるようですが、無償でできる範囲や基準などあればご教授ください。</p>
	宮崎	<p>防災関連の協定締結など、各会の取組について情報交換したい。</p> <p>当会は、近年発生が危惧される<u>南海トラフ沖地震の影響を受ける県に所属している</u>。他士業との連絡協議会において、県との防災協定は締結しているが、具体的な内容については、10年近く話し合われていない。</p> <p>具体的な内容については、各市町村が担当・協議することになると思うが、既に協議や協定締結に至っている会があるようでしたら取組の内容について情報交換したい。</p>
	佐賀	<p>現在、佐賀県会は大規模災害のマニュアルを新規にて作成中です。</p> <p>1・大規模災害はどのように規定するのか？（一般通例的にみて判断なのか、それとも何か一定の基準があるのか）</p> <p>熊本会が規定を定めている</p> <p>2・誰が指揮者として運営するのか？（会長なのか社会事業部なのか災害時に選任するのか）</p> <p>決定は理事会の決定</p> <p>3・大規模ではないが部分的な災害はどうしているか？（局地的な雨による災害とか）</p> <p>他の調査士からの報告や自己申告</p>
福岡	福岡会では福岡県と県公嘱協会の三者で災害協定を締結しています。現在、県から要請があった場合に対応するため、マニュアルの作成中です。	
佐賀	佐賀県会は大規模災害のマニュアルを新規にて作成中です。	
長崎	長崎会では、社会事業部の担当としてではなく当会一体となって、防災関連の協定締結した各自治体に対する対応としては、災害発生時は、まず当会の規則（危機管理規則）を基に、災害対策本部を当会に置いて本部長（会長）副本部長（副会長）の指名を受けた者より各班を編成し、国、地方自治体との協議及び交渉を行うような体制を作る事と規定しています。	

大分	<p>平成27年に危機管理規則を制定し、同時に災害対策マニュアルを作成しています。 (活動実績・H28 熊本地震・H29 台風18号) 調査士法第三条業務に該当しないような災害調査等も市職員の補助的な立場で行ったこともあります。</p> <p>対策本部の設置の基準は規則に則って決定します。(災害救助法の適用・震度6以上等々、本部長は会長)</p> <p>また協定締結後2,3年ごとに県の災害担当者に研修を行って頂いています。</p> <p>事務局には災害時に備えて備蓄品も保管しています。</p> <p>危機管理規則に大規模災害対策基金を規定しており毎年積立を行っています。</p>
熊本	<p>当会には大規模災害等対策規則を備えております。災害対策緊急連絡網も備えています。(総務部担当)</p>
鹿児島	<p>鹿児島会では、災害対策マニュアルを作成しておらず、災害時の連絡網を作成しております。鹿児島県及び12市町村と災害協定を結んでいます。鹿児島市とは、年1回協議会を実施しております(資料有り)。</p>
宮崎	<p>他士業との連絡協議会において、県との防災協定は締結しているが、具体的な内容については、10年近く話し合われていない。</p>
沖縄	<p>今後は他の市町村からも同様の協定締結の要望が増える可能性があるため、しっかりとしたマニュアルの必要性を感じています。</p> <p>支援については、大規模災害の際に自治体職員だけでは対応が難しい場合に、自治体の条例等の規定に従って、自治体職員の補助を行うこととしています。</p> <p>年に一度は協定を締結した関係団体を集めて研修会も検討している自治体もあります。</p>
まとめ	<p>追加資料：大規模災害時対策規則(熊本会) 危機管理規則(長崎会) 家屋被害認定調査支援規定(長崎会)</p> <p>○宮崎会：災害対策基金から日当を出している。</p> <p>○佐賀会：調査士会で協定を結んでおらず、専門士業協議会で協定を結んでる。</p> <p>○福岡会：県と調査士と公嘱の3者で協定結んでいる(日当に差があることが問題)</p> <p>○熊本会：大規模災害規則を作成している。県内外の調査士、県内の事務局の支援を目的としている。基金が300万になるまで積み立てる。県外の調査士会への支援は激甚災害に認定された場合に対応する。</p> <p>○佐賀会：見舞金よりも災害復旧のためのマンパワーに対する日当に使うのもいいのでは。支援物資を送るマニュアル、規定、誰が担当になるか、などお伺いしたい。</p> <p>◎先行している熊本会などのマニュアルを参考に各会に対応する。県境を越えた対応が想定されるので、最終的には、九州ブロック統一モデルがあった方が理想的である。</p>